



長野県松本空港管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第42号

長野県松本空港管理規則等の一部を改正する規則
(長野県松本空港管理規則の一部改正)

第1条 長野県松本空港管理規則(昭和40年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「資本の額」を「資本金の額」に改める。

(地方卸売市場等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 地方卸売市場等に関する条例施行規則(昭和46年長野県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第1項中「営業の譲渡し及び譲受け(合併、分割)認可申請書」を「事業の譲渡し及び譲受け(合併、分割)認可申請書」に改め、同条第2項中「営業」を「事業」に改める。

様式第5号中「営業の譲渡し及び譲受け(合併、分割)認可申請書」を「事業の譲渡し及び譲受け(合併、分割)認可申請書」に、「係る営業」を「係る事業」に、「営業に係る」を「事業に係る」に改め、同様式の添付書類の4中「営業」を「事業」に改める。

(公害の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「(別表第6)」を「(別表第6)(第10条関係)」に、「資本」を「資本金」に改める。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第7号中

「資本の額」を「資本金の額」に改める。

(政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資本」を「資本金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

交通政策チーム

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第43号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条第2項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条第2項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する他の法令の規定

3 条例第2条第2項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第7条の3中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第14条第1項中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第17条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条第21号を削る。

附則第4項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第5項第1号及び第2号中「等級に該当」を「障害等級に該当」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の4の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規則第17条各号の規定は、施行日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

職員サポートチーム

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第44号

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成18年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第5条第5号中「第5条」を「第6条」に改める。

附則に次の2項を加える。

(創業等の認定に関する規定の適用)

3 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第 号。以下「改正条例」という。)の施行の日前に創業をした合同会社についての第2条第1項の規定の適用については、同項中「創業の日」とあるのは、「改正条例の施行の日」とする。

4 改正条例の施行の日前に、県内に事務所又は事業所を有しない法人が県内に主たる事務所又は事業所を有する合同会社を設立して当該合同会社において事業を開始した場合、県内に事務所又は事業所を有しない合同会社が県内に主たる事務所又は事業所を設けて当該事務所又は事業所において事業を開始した場合及び県内に事務所又は事業所を有しないで事業を行う個人が県内に主たる事務所又は事業所を有する合同会社を設立して当該合同会社において事業を開始した場合についての第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「改正条例の施行の日」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県税チーム

長野県木材業者及び製材業者登録条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第45号

長野県木材業者及び製材業者登録条例施行規則を廃止する規則

長野県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和31年長野県規則第47号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

信州の木利用推進チーム

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4の長野県松本青年の家の項及び長野県小諸青年の家の項を削る。

附則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

教育振興チーム

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年7月18日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第19号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和52年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

本則中「第3条第1項第10号」を「第3条第1項第11号」に、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に競技の監督、選手等として参加する場合

森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法(昭和26年法律第249号)第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格している職員が、森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験(その者が受けることができる最初の当該試験の実施期日の属する年度以後3年度の間に行われるものに限る。)を受ける場合

農業改良助長法の一部を改正する法律(平成16年法律第53号)による改正前の農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の3第2項の改良普及員資格試験に合格している職員が、農業改良助長法第9条の普及指導員資格試験(その者が受けることができる最初の当該試験の実施期日の属する年度以後3年度の間に行われるものに限る。)を受ける場合

を
「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に競技の監督、選手等として参加する場合」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局